

改正前	改正後（現行）
<p>(対象者)</p> <p>事業の対象者(以下「対象者」という。)は、第 1 号に掲げる各要件を備え、かつ、第 2 号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。ただし、対象者が介護保険において次条に定める事業の内容と同様の給付を受けることができる場合は、対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 事業の対象となる年齢要件等</p> <p>ア 嘉手納町内に居住する満 65 歳以上の者</p> <p>イ 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本町の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>ウ 介護保険認定審査会において自立と判定された者又は要支援 1 若しくは 2 に認定された者</p> <p>エ 別表において定めるランク A 又は B と診断された者</p> <p>(2) 事業の対象となるその他の要件</p> <p>ア 介護者の介助がなければ、一般の交通機関を利用することが困難な者</p> <p>イ 下肢の不自由な者で、町長が特に必要と認めたもの</p>	<p>(対象者)</p> <p>事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 嘉手納町内に居住する、満 65 歳以上の者又は 65 歳未満の者であって介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく要支援認定若しくは要介護認定を受けている者。</p> <p>(2) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本町の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(3) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく道府県民税及び市町村民税が非課税の世帯に属する者</p> <p>(4) 別表 1 において定めるランク A、B 若しくは C と診断された者又は別表 2 において定めるランク II a、II b、III a、III b、IV 若しくは M と診断された者</p> <p>(5) 介護者の介助がなければ、一般の交通機関を利用することが困難な者</p>